

臨時的に任用された職員の分限に関する条例

〔 昭和 4 5 年 6 月 1 5 日 〕
〔 条 例 第 7 号 〕

改正

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき臨時的に任用された職員（以下「職員」という。）の分限について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 任命権者は、職員が、次の各号の 1 に該当する場合でなければ、職員をその意に反して免職することができない。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合
- (5) 天災地変その他やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能となつた場合
- (6) 刑事事件について起訴された場合

第 3 条 この条例の実施について必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。